

第3部 快適生活環境ぎふづくり

1. 健全な水循環の確保

取組方針

県内の河川では概ね良好な水質が保たれています。

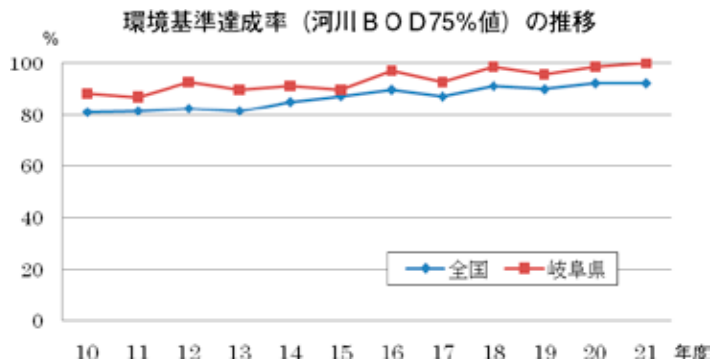
今後も、この良好な水質を維持していくため、家庭での生活排水対策や、企業における各種水質基準の遵守、ぎふクリーン農業などの取組みを一層推進し、「清流の国ぎふ」にふさわしい、健全な水循環の確保に努めていきます。

(1) 汚濁発生源の抑制

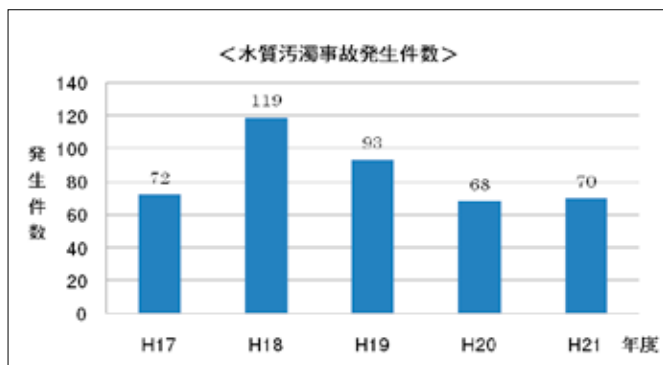
現状と課題

○県内河川の水質は、水質環境基準の類型を指定している 69 水域の全てにおいて環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。また、全シアン、カドミウムなど、人の健康に関する項目（環境基準健康項目）も、すべて環境基準に適合しています。

○河川の水質汚濁の原因となる排水については、産業系排水は、工場排水の規制や污水处理技術の向上などにより、負荷量が年々減少しています。一方、生活系排水は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽の普及により、汚濁負荷量は減少してきていますが、産業系排水と比べるとやや高い状況です。



○河川に油が流出したり、魚がへい死する水質汚濁事故の発生件数は、ここ5年で最も多かった平成 18 年度以降は減少傾向にあります。依然として毎年 60 件以上発生しています。その半数近くは油の流出事故であり、原因は設備の操作や管理のミス、施設の老朽化等によるものですが、今後も予防に向けた取組みを地道に継続する必要があります。



○污水处理人口普及率は毎年上昇しており、平成 21 年度末では 86.3%に達していますが、近年は上昇率が鈍化しており、より効率的かつ効果的な施設整備が求められています。

- 「浄化槽法」改正以前に設置された、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が浄化槽全体の3分の2近くを占めており、台所や風呂などの生活排水が処理されず排水されているため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要です。
- 「浄化槽法」に基づく法定検査率は高い水準を維持しています（検査率(H20)：83.1%全国第3位）が、浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査）の100%実施に向けた普及啓発、指導が必要です。
- 「ぎふクリーン農業」の取組みは、県内作物作付け面積の24%に当たる12,377haに及び、化学合成農薬や化学肥料の県内での使用量は、平成6年対比で約60%減となっています。今後も「ぎふクリーン農業」に対する県民の理解を深め、普及促進を図ることが必要です。
- ゴルフ場及びその周辺地域の環境を保全するため、県内ゴルフ場における農薬使用量の削減を推進してきた結果、農薬使用量は平成元年と比較し、概ね1/3程度まで削減されてきています。ゴルフ場における農薬使用量の削減と周辺環境及び動植物への影響の少ない農薬の使用を引き続き推進することが必要です。

具体的な施策

- 公共用水域の常時監視
 - ・公共用水域の水質を監視し、環境基準への適合状況を把握するとともに、水質に関する情報などを県民に提供します。また、感覚による川の評価方法や、水生生物による水質調査（カワゲラウオッチング）など、身近な河川等の保全に関心を高めていただくための取組みを進めます。
- 環境基準の類型見直し
 - ・水域の水質や利用状況の変化に対応して、適宜、水質環境基準の類型の当てはめを見直していきます。また、水生生物保全のための類型指定を実施していきます。
- 水質総量規制の推進
 - ・伊勢湾水質総量削減計画の達成を目指し、指定地域から発生するCOD、窒素及びりんを削減するため、総量規制基準の設定をはじめとする取組みを推進します。
- 生活排水対策の推進
 - ・各家庭において、調理くずの流出防止や廃食用油の回収・リサイクル、洗剤の適正使用などの生活排水対策が実践されるよう、啓発していきます。特に都市河川の流域においては、「清流調査隊」を公募し、生活排水対策の実践と普及に向け重点的に取組みます。
- 工場、事業場の排水対策の推進
 - ・水質汚濁防止法の改正により、データ改ざんに対する罰則規定、事業者の責務規定などが創設されたことを踏まえ、事業者自らの公害防止意識の向上を図るため、立入検査による指導を継続して実施し、法令に基づく排水規制を厳正に適用します。
- 水質汚濁事故への対応
 - ・水質汚濁事故が発生した場合は、関係機関と連携して原因調査、汚濁物質の回収を行います。また、工場、事業場への立入検査や市町村の広報を通じて、水質汚濁事故の未然防止を啓発していきます。
- 水質保全・改善の促進
 - ・下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の汚水処理施設を整備することにより、水質保全や水質改善に努めます。
- 農業集落排水施設の整備促進



採水

- ・農業集落排水施設の劣化状況等を調べる機能診断調査、及びその結果に基づき施設機能を保全するための対策方法を定めた整備計画（最適整備構想）を必要に応じて市町村単位で策定できるよう支援します。
- ・また、適正な保全管理による施設の長寿命化や、最適整備構想に基づく計画的な更新整備など、農業集落排水処理施設の機能強化対策を支援します。

○浄化槽の普及促進

- ・市町村が行う生活排水処理計画の策定に対し、適切な助言を行い、効果的かつ効率的な計画策定を支援します。浄化槽による整備がもっとも効率的かつ効果的な地域については、積極的な整備を促進するため、浄化槽整備区域の設定及び市町村設置による浄化槽整備を促します。また、市町村が行う設置補助については、今後も支援します。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

- ・市町村が行う合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽撤去費補助について、今後も支援します。

○浄化槽の維持管理についての普及啓発、指導

- ・浄化槽法改正による県の維持管理に関する指導権限の強化に伴い、県内各圏域に1名（計5名）の浄化槽管理指導専門職を配置し、戸別訪問を中心とした普及啓発や指導を実施します。

○環境に配慮した営農活動の普及推進

- ・ぎふクリーン農業について、各種媒体を用いた情報発信や販売コーナーの設置、フェアの開催など量販店等と連携したPR活動を展開し、県民の理解を深めます。
- ・ぎふクリーン農業の実践のために必要となるIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の開発・普及や機械・施設の導入、残留農薬自主検査を支援します。
- ・化学合成農薬や化学肥料の削減割合を一層高める栽培（化学合成農薬や化学肥料の50%以上削減や原則不使用）の普及に取り組めます。
- ・農業生産活動における環境保全上のリスク（農業資材の不適切な廃棄、周辺環境への農薬飛散、堆肥や肥料の過剰な施用による周辺環境への汚染など）を低減させるための生産管理手法である「GAP（農業生産工程管理）」の導入を推進します。

○ゴルフ場における農薬適正使用の推進

- ・「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」に基づき、ゴルフ場事業者に対し、農薬使用量の削減及び環境への影響が少ない農薬の使用を指導します。
- ・ゴルフ場における農薬使用者などを対象に農薬管理指導士を育成し、農薬の適正使用を推進します。



清流調査隊

水生生物による水質調査
(カワゲラウオッチング)

(2) 土壌、地下水保全の推進

現状と課題

- 平成元年に都道府県による地下水の常時監視が開始されて以降、本県では56件の地下水汚染事案が発生しており、そのうち、自然由来によるものは11件となっています。また、56件のうち、浄化対策を終了した事案は6件、浄化対策またはモニタリング調査を継続している事案は50件です。
- 平成15年の土壌汚染対策法の施行後、平成21年度末までに、同法に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数は101件、うち土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない区域の指定は5件（うち2件は指定の解除）となっています。

＜土壌汚染対策法の施行状況（岐阜市除く）：平成15年2月15日～平成22年3月31日＞

土壌汚染対策法に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数	101件
うち 使用中等で調査猶予（法3条第1項ただし書適用）	84件
うち 調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準以下	12件
うち 調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準超過で区域指定を行った件数（うち 区域の指定の解除）	5件 (2件)

- 地下水汚染のほか、土壌汚染に起因した地下水汚染の拡大を防止するためには、迅速に汚染範囲を特定することが必要です。
- 現在、県内には、「農用地汚染防止法（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律）」に基づく汚染対策地域はありませんが、農用地土壌の保全及び農作物の安全性確保のため、国や生産者団体とも連携をとり、有害物質の実態把握に努める必要があります。

具体的な施策

- 継続的な地下水質調査の実施
 - ・県内の地下水質の概況を把握するための調査を実施するとともに、汚染が確認された際には、迅速に対応できるよう、関係機関との連携に努めていきます。
- 地下水汚染または土壌汚染事案への迅速な対応
 - ・地下水汚染のほか、土壌汚染に起因した地下水汚染のおそれが認められる際は、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき迅速な対応に努めるとともに、必要に応じて、専門家の意見を聞きながら対策を講じていきます。
- 土壌汚染対策法への対応
 - ・改正土壌汚染対策法の適正な運用を図るため、関係機関に対する法律の周知徹底及び、土壌汚染に係る情報の収集と提供に努めます。
- 農用地の土壌汚染への対応
 - ・農作物の重金属等調査を通じ、農用地における有害物質の把握に努め、必要があれば「農用地汚染防止法」に基づき、速やかに汚染防止対策を実施します。



土壌調査

(3) 水を取りまく環境の保全

現状と課題

- 本県では、過去5年間に約7万2千ヘクタールの間伐を実施してきたところです。しかし、健全な水循環を確保するために重要な役割を担う、水源地域の森林については、豪雨等による倒木や、近年の林業活動の低下に伴う手入れ不足により、下層植生が衰退し、土壌流失の恐れがある人工林も多く見られ、森林が本来果たすべき機能が低下している事例が見られます。このため、森林整備及び山地保全のための事業を推進し、森林のもつ水源かん養機能の回復、維持を図る必要があります。
- 都市部の河川では、生活系排水が水質に与える影響が大きいことから、水質を改善するために、県民一人ひとりが身近な水環境保全に対する意識を高め、それぞれが出来ることを実践することが必要です。

具体的な施策

- 間伐の推進
 - ・間伐を計画的に実施します。特に、地形や生育条件が不利な地域の人工林は、森林の状況に応じた間伐の実施により、針葉樹と広葉樹が適度に混じった森林への誘導を進めます。
- 治山事業を通じた水源かん養機能の保全
 - ・豪雨等により被災し、荒廃した溪流や崩壊地を治山事業で復旧します。また、森林が有する水源かん養機能が低下した森林を回復するため整備を実施します。
- 県民による河川調査の実施
 - ・特別な器具や知識を必要とせず、感覚的に誰でも取組める「感覚による川の評価方法」を小中学校や環境保全団体の協力を得て実施します。
 - ・河川調査の結果を公表し、県民の水環境の保全に対する意識を高めます。
- 「清流調査隊」による取組みの推進
 - ・都市河川の流域において水質を改善するために、河川の状況調査や、家庭での生活排水対策を実践していただく「清流調査隊」を公募により編成し、県民参加の取組みを推進します。



山地災害の発生



治山工事による復旧

2. 大気環境の保全

取組方針

本県の大気環境については、光化学オキシダントを除いては環境基準が満たされるなど、概ね良好な状態が維持されています。

今後も各種基準が遵守されるよう、関係法令に基づき、工場や事業場に対する監視指導などの取組みを継続し、快適な大気環境の保全に努めていきます。

(1) 汚染発生源の抑制

現状と課題

○県内 18 箇所に設置された大気環境自動測定局で大気環境の常時監視を行っていますが、県内の大気は概ね良好な状態が保たれています。

＜大気環境常時監視環境基準達成率＞

	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
平成 19 年度	100%	100%	0%	94%
平成 20 年度	100%	100%	0%	100%
平成 21 年度	100%	100%	0%	100%

＜光化学スモッグ注意報発令日数＞

平成 19 年度	2 日
平成 20 年度	4 日
平成 21 年度	3 日

○一部の事業者による、ばい煙等の自主測定データの改ざんといった不適正事案が全国各地で発生しており、大気汚染防止法等の遵守について、指導を行う必要があります。

○本県では公用車の環境対応車への買い換えを進めていますが、自動車排出ガスの抑制を進めるためにも、より一層の取組みが必要です。

○アスベストの使用が確認された県有施設については、施設利用者の健康、安全に配慮するため、計画的に除去を進める必要があります。

○アスベストの除去工事等にあたっては、「大気汚染防止法」に基づき、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、測定調査を実施しています。

具体的な施策

○監視、指導の実施

- ・「大気汚染防止法」の改正により、データ改ざんに対する罰則規定や、事業者の責務規定等が新たに創設されたことを踏まえ、事業者自らの公害防止意識の向上を図るため、監視、指導を継続して実施します。

○近隣縣市との連絡調整等

- ・光化学スモッグに関しては、愛知県や三重県及び名古屋市など、東海地方における情報交換・連絡調整を密にするとともに、光化学スモッグ注意報等の発令時には工場などに対して、排ガス量の削減等について協力を依頼します。

- 常時監視体制の整備
 - ・平成 21 年 9 月に環境基準が定められた微小粒子状物質に関する測定機器を設置するなど、常時監視体制を強化します。
- 環境にやさしい公用車の導入
 - ・公用車の環境対応車（低公害車）への買い替えを進めていきます。
- 環境に配慮した自動車の使用
 - ・自動車の運転により大気環境が悪化することを広く県民に知らせ、アイドリングストップなど、エコドライブの普及啓発を推進します。
- 県有施設におけるアスベストの除去
 - ・アスベストの使用が確認されている県有施設について、計画的に除去を進めていきます。また、除去されるまでの間は、定期的に大気環境調査を実施し、施設利用者の健康に影響がないことを確認します。



大気環境自動測定局（美濃加茂市）

（２）オゾン層保護、酸性雨対策の推進

現状と課題

- オゾン層保護と地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質であるフロンを適切に回収・処理し、大気中への放出を抑制する必要があります。
- 本県では、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、第一種フロン類の回収業者の登録や回収量の報告の受理、立入検査等、フロン類の適正な回収に取り組んでいますが、回収を要する設備の設置者等に対する法の周知が未だ十分ではありません。

<フロン類回収量報告書提出率>

平成 19 年度	94%
平成 20 年度	96%
平成 21 年度	95%

- 酸性雨については、過去に行われた調査によると、全国の国設酸性雨測定所の中で、伊自良湖測定所の pH が最も低いというデータが出ている（平成 15～19 年度平均：pH4.51）ものの、現在のところ、酸性雨による生態系への影響は顕在化していません。
- しかし、東アジア地域における急速な経済成長に伴い、酸性雨の原因となる越境大気汚染が問題化しているなど、今後酸性雨による影響が現れることも予想されるため、継続した調査が必要です。

具体的な施策

- オゾン層保護や地球温暖化防止に対する意識の普及啓発
 - ・フロンを使用する設備の設置者に対して、法の趣旨の周知を図り、円滑なフロンの回収に努めます。また、フロン類のオゾン層破壊作用と温室効果作用に関する正しい知識の普及に努めます。
- フロン類回収・破壊処理の推進
 - ・フロン類回収業者等による回収・破壊処理が適正に実施されるよう、立入検査による監視・指導を行います。
- ノンフロンの推進
 - ・フロン類使用量の削減及びノンフロン製品の普及を促進します。
- 酸性雨に関する調査の実施
 - ・引き続き、伊自良湖の酸性雨測定所における調査の他、陸水影響調査、土壌・植生影響調査(以上環境省委託事業)により、総合的な調査を実施します。

3. 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

取組方針

地盤沈下については、近年では面的な発生は見られませんが、今後も引き続き地下水位等の観測を行い、その動向の的確な把握に努めるとともに、関係機関への情報提供を行っていきます。

また、騒音や振動、悪臭対策については、市町村が行う監視指導や立入検査等に対する技術指導を通じて、良好な生活環境の維持に努めてきましたが、今後も各種環境基準が遵守されるよう、取組みを継続していきます。

(1) 地盤沈下対策の推進

現状と課題

○昭和60年に閣議決定された「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」において、岐阜・西濃地域は、地盤沈下及び地下水位等の状況の観測または調査等に関する措置を講ずる「観測地域」に指定されています。

○岐阜・西濃地域においては、地盤沈下の主要因とされる、地下水揚水量が全体的に減少傾向にある中、地下水位が上昇又は横ばいとなっており、渇水の発生時などを除くと、近年、面的な地盤沈下は認められていません。

<地盤沈下面積の経年変化 (km²)>

年間沈下量 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1 cm以上 2 cm未満	0	3	38	0	0	0	12	0	0	0
2 cm以上 3 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 1 県地球環境課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

○西濃地域においては、地下水の保全及び適正利用等を目的として、「西濃地下水利用対策協議会」が組織され、昭和49年から地下水採取（揚水）の自主規制（地下水利用削減量の設定、新設井戸設置の制限）を行い、水利用の合理化を進めています。また、岐阜地域においても同様に、「岐阜地区地下水対策協議会」が組織され、地下水の保全と有効利用の意識向上に努めています。

○岐阜・西濃地域における地盤沈下は沈静化しているものの、年間1cm未満の沈下は継続しています。また、渇水時には地下水位の低下、地盤沈下の発生が顕著であること、さらには、海拔ゼロメートル地帯を有する地域は、高潮や洪水、内水氾濫及び地震災害等の潜在的な危険性も高いため、引き続き、地下水位等の状況を観測する必要があります。

具体的な施策

○水準測量、地下水位観測の実施

- ・岐阜・西濃地域における水準測量及び24か所の観測井における地下水位観測を継続し、地盤沈下の状況を監視します。

○関係機関への情報提供

- ・岐阜及び西濃地区の地下水（利用）対策協議会に地盤沈下及び地下水位の観測結果を提供し、地元との連携強化に努めます。

(2) 騒音、振動、悪臭発生源の抑制

現状と課題

- 騒音については、一般騒音及び道路交通騒音に係る環境基準の達成率は高い水準で推移しています。
- 一方、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成率が 50%以下となっています。本県では、これまでも関係機関と連携し、事業者等に対策の実施を要望していますが、環境基準の達成に向けて、引き続き対策を推進する必要があります。

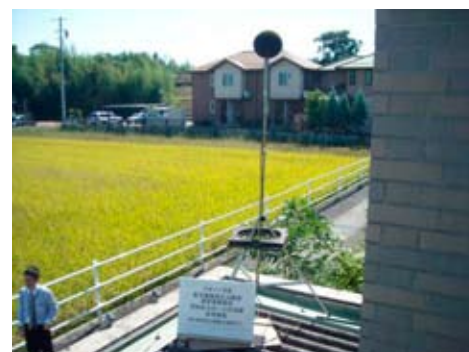
<環境基準達成率>

	一般騒音	道路交通騒音	航空機騒音	新幹線騒音
平成 19 年度	84.4%	93.7%	62.5%	47.5%
平成 20 年度	88.6%	97.2%	43.6%	47.5%
平成 21 年度	89.2%	92.5%	50.0%	47.5%

- 悪臭については、畜産経営の規模の拡大や宅地開発による畜舎周辺の混住化により、苦情が増えており、その対策を進める必要があります。

具体的な施策

- 環境騒音測定観測調査の実施
 - ・今後も市町村と協力して一般地域及び道路に面する地域の環境騒音、航空自衛隊岐阜基地周辺の航空機騒音、東海道新幹線沿線における新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況について調査を継続するとともに、事業者等に対し騒音低減への働きかけを行っていきます。
- 交通規制の実施
 - ・人口集中地区を中心に警察と自治体や住民、更に道路管理者等が連携して「あんしん歩行エリア」等を設定し、また、これらのエリアやゾーンに含まれない地区においては「生活道路対策」として、地域内の生活環境の特性に応じて、各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音や振動のない、良好な生活環境の実現を図ります。
- 交通管制センターによる信号機の集中制御等
 - ・県内全域における交通情報を収集、提供するとともに、エリア内信号機を集中制御することにより、安定した交通流を形成し、騒音等の防止を図ります。
- 畜産環境保全推進指導協議会の開催
 - ・県域並びに地域の協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。
- 臭気測定に基づく指導
 - ・規制基準を超えた畜産農家に対しては、改善に向けた指導を行います。
- 公害に係る紛争への対応
 - ・公害に係る紛争が生じた場合には、岐阜県公害審査会によるあっせん、調停及び仲裁制度を活用し、その解決に努めます。



航空機騒音の測定

4. 化学物質による環境汚染対策の推進

取組方針

人体に有害なダイオキシン類については、今後も引き続き常時監視や、事業所への立入検査を行い、大気や河川水、土壌への放出の予防に努めていきます。

また、その他の化学物質による環境汚染に対しても、これまで事業所への立入検査や指針の作成など、事業者による適正管理を確保してきたことから、今後も、これらの取組みを継続するとともに、リスクコミュニケーションなど、事業者による自主的な取組みを促進していきます。

(1) ダイオキシン類対策の推進

現状と課題

- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気や河川水、土壌等、環境中のダイオキシン類の汚染状況について、常時監視を実施していますが、概ね環境基準に適合しています。しかし、過去に環境基準を超えた3河川（荒田川（岐阜市）、桑原川（羽島市）、津屋川（海津市））については、毎年調査を行っていますが、環境基準を達成しない年もあり、監視を継続する必要があります。
- また、ダイオキシン類の発生源対策として、法の規制を受ける施設（特定施設）の設置者に対して自主測定を実施するよう指導を行っています。提出のあった自主測定結果はすべて排出基準を満たしていますが、毎年の自主測定を実施しない特定施設もあり、対応が必要です。

<常時監視地点数及び環境基準超過地点数>

	大気	河川水	河川底質	地下水	土壌	環境基準超過
平成19年度	5(2)	19(4)	14(4)	8(3)	20(8)	2(0) (河川水)
平成20年度	8(2)	19(4)	14(4)	8(3)	20(8)	2(0) (河川水)
平成21年度	5(2)	14(4)	12(4)	8(3)	20(8)	1(1) (河川水)

() は、うち岐阜市が実施した地点数

<特定施設自主測定の排出基準適合率>

	排出ガス	排水
平成19年度	100%	100%
平成20年度	100%	100%
平成21年度	100%	100%

具体的な施策

- 常時監視の継続
 - ・環境中のダイオキシン類の常時監視を引き続き実施します。なお、過去に環境基準を超えた2河川については、その原因は不明ですが、引き続きモニタリング調査を行い、汚染状況の把握に努めます。
- 特定施設の監視
 - ・特定施設については年1回以上の立入検査を行っていますが、自主測定を実施していない、もしくは苦情があるなど、問題がある施設については、監視を強化し、法を順守するよう指導します。

(2) リスクコミュニケーションの推進

現状と課題

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象事業者から化学物質の排出量等に関する届出を受理し、国へ送付するとともに、県内での排出量等を集計し、公表しています（P R T R制度）。
- P R T R制度で得られたデータを活用し、事業者が地域住民に積極的に情報提供し、意見交換を行うことで、化学物質に対する理解と信頼を深め、リスクの低減を図る取組みとして、リスクコミュニケーションがあります。本県では、このリスクコミュニケーションを推進するため、「岐阜県化学物質適正管理指針」や「岐阜県リスクコミュニケーションマニュアル」を策定し、事業者への周知に努めていますが、リスクコミュニケーションに取り組む事業所の数は伸び悩んでいます。

<リスクコミュニケーション実施事業所数>

平成 19 年度	19 事業所
平成 20 年度	21 事業所
平成 21 年度	24 事業所

具体的な施策

- リスクコミュニケーションの普及促進
 - ・リスクコミュニケーションに関する研修会を開催し、事業者の取組みを促進します。
 - ・また、積極的にリスクコミュニケーションに取り組む事業者との意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションを継続的に実施していくための手法や、事業所が抱える課題や問題点について話し合い、その解決方法を探っていきます。

(3) 企業の自主的な取組みの推進

現状と課題

- 県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「岐阜県環境配慮事業所（E工場）」として登録しています。
- 企業の社会的責任として、環境に配慮した自主的な取組みや積極的な情報公開が求められていますが、こうした考え方や取組みは、県内事業者全体には未だ十分に広がっていない状況です。
- また、事業者からは岐阜県環境配慮事業所の制度について、県民に十分に周知されておらず、登録のメリットがないとの指摘もあります。今後は、登録することが事業所のメリットとなるよう、環境保全に向けた事業者による自主的、積極的な取組みを広く県民へ周知していく必要があります。
- 地域的な公害防止を目的とした公害防止協定を発展させ、事業者と市町村に県も当事者に加えた、「環境創出協定」の締結を進めています。しかし、目標値の設定や測定値等の公開に対して不安を持つ事業者が多く、締結事業所数は7事業所に止まっています。

<環境配慮事業所登録数及び環境創出協定締結数>

	環境配慮事業所登録	環境創出協定締結
平成 19 年度	116 事業所	6 事業所
平成 20 年度	115 事業所	7 事業所
平成 21 年度	110 事業所	7 事業所

具体的な施策

- 岐阜県環境配慮事業所（E工場）登録制度の普及促進と環境創出協定締結の推進
 - ・事業者による自主的な環境配慮への取組みや、情報公開の重要性について啓発を行い、環境配慮事業所登録制度の普及を促進するとともに、環境創出協定の締結を推進します。

5. 各種景観の保全と創出

取組方針

良好な景観を維持、創出するため、地域における自主的なまちづくりの取組みを支援するほか、違反広告物の簡易除却や、景観推進員の配置など、市町村や県民と連携した取組みを進めます。

特に、農村地域では、地域資源である農地や農業用水等（「水・土・里」）を健全な姿で将来へ引き継ぐための取組みを、積極的に推進していきます。

また、我々の共有財産である文化財や史跡・名勝・天然記念物など、歴史的・文化的環境の保存とその活用に向けた取組みを進めていきます。

(1) 良好な景観の形成

現状と課題

- 良好な景観形成に向けて、まちづくり団体などによる自主的な取組みが進められており、住民の関心が高まりつつあります。しかし、その取組みを見ると、熟度や地域毎の格差も見られることから、継続的な支援とともに、支援を必要とする意欲ある地域へのアプローチが必要です。
- 農業用排水路やため池等を対象に、自然環境や農村景観等の保全、親水機能の発揮等、多面的な整備を実施してきた結果、施設を利用する住民から、「景観がよくなった」、「水に親しむ機会が増えた」、「動植物にとってやさしい環境になった」等の意見が寄せられています。
- ぎふ棚田 21 選に選定されている棚田は 19 地区ありますが、現在、棚田の保全活動を行う組織があるのは 7 地区に止まっています。その他の地区においても、保全活動を行う組織の立ち上げを促進する必要があります。
- 地域住民による保全活動が積極的に行われている地域には、活動を先導するリーダーが存在します。活動を広げるためには、それを先導する人材の育成が必要です。
- 都市におけるレクリエーションの場であるとともに、都市に緑をもたらす、大気汚染や騒音等の都市公害を緩和するなど、多面的な機能を有する都市公園の整備を進めています。今後も、都市環境の改善を図るため、緑化等、都市公園の充実を図る必要があります。
- 県民全体の景観への意識向上を図るため、引き続き景観に関する普及啓発活動を実施する必要があります。
- 屋外広告物対策として、違反広告物の除却を、市町村と連携して積極的に実施する必要があります。

具体的な施策

- 「まちづくり支援チーム」・「ふるさと応援チーム」の派遣
 - ・地域主体のまちづくり（良好な景観形成等）を支援するため、引き続き「まちづくり支援チーム」や「ふるさと応援チーム」を派遣するとともに、意欲のある地域へも新たな派遣を行います。
- 「ぎふ水土里のプロジェクト」の推進
 - ・農地や農業用水等の地域資源（水・土・里）を健全な姿で未来につなげるため、その魅力や役割を知ってもらうとともに、県民による保全活動を支援します。
 - ・棚田保全組織の立ち上げや、実際の保全活動を支援するとともに、活動情報の提供や、情報交換の場を設けます。
 - ・地域住民活動を推進する人材「ふるさと水と土指導員」を育成します。
- 良好な景観に関する情報発信

- ・中山間地域では棚田やため池等、特に自然環境と農村景観が調和した景観が多く存在するため、都市住民など広く県民に向けた情報発信を行い、山間地域の農村景観について関心を持ってもらいます。
- 中山間地域での取組みの推進
- ・過疎地域を含む中山間地域において、自然環境や農村景観の保全、親水機能の発揮等、多面的な整備を実施した施設について、住民へのアンケート調査を実施し、施設の利用状況の把握に努めるとともに、利用の促進に向けた啓発を行います。
- 都市公園の充実
- ・国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、都市公園の整備を進めます。
 - ・緑化を推進し、大気浄化を積極的に進めます。
- 無電柱化事業の推進
- ・道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線については、補助事業等を活用して無電柱化を推進します。
- 県民協働の取組みの推進
- ・景観シンポジウムの開催等を通じて、良好な景観形成に関する啓発と知識の普及を図るとともに、景観形成に向けた活動への参加を促進します。
 - ・県民と一体になって良好な景観形成を図るとともに、意識の高揚を図るため、景観形成推進員を配置します。
- 屋外広告物対策の強化
- ・毎年9月10日の「屋外広告の日」にあわせて、県下全市町村において一斉に違反広告物の簡易除却を実施します。



坂折棚田（恵那市）



違反広告物の簡易除却活動

(2) 歴史的・文化的環境の保全

現状と課題

- 本県は、歴史的な町並みや史跡、天然記念物をはじめとする貴重な文化財を数多く有しています。
- ふるさとへの愛着と誇りを育むため、郷土の文化財の保存とその積極的な活用を図っています。また、文化財の保存修理事業を進めながら、文化財の周知と愛護思想の普及にも努めています。
- 貴重な文化財を大切に守り、後世に引き継いでいくためには、県民自らが身近な文化財に触れ親しみ、関心を高めることにより、その保存・活用を推進していくことが必要です。

具体的な施策

○文化財の保存と活用の推進

- ・文化財の状況把握に努め、保存修理の緊急度を的確に把握することで、限られた予算のもと、適正かつ効率的な保存修理を行います。
- ・文化財の調査、研究を推進するほか、文化財に関する情報の積極的な提供に努めるとともに、その活用に取り組む文化財保護団体やNPO等との連携、さらには、活動に対する支援等について検討します。



美しい町並み「高山市三町伝統的建造物群保存地区」



白川郷合掌造り